## 長久手市議会議員の議員報酬に係る長久手市特別職報酬等 審議会開催についての申合せ

平成28年12月1日

- 1 議会として客観的判断を求めるために、議会運営委員会にて、人事院勧告、 近隣市町との差異など諸般の事情を考慮して議員報酬等の額について市長 へ長久手市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)の開催依頼を決 定する(毎年、審議会の開催を依頼するか否かは議会でまず議論する)。
- 2 開催依頼の決定に基づき、議長は市長に開催の依頼をする。審議内容は、 事務局間で協議する。
- 3 審議会の開催は、執行部が行う。審議会委員の選定に余裕を持たせるため、 開催の依頼は、上程予定定例会開会日の概ね5か月前とする。議会側からの 委員候補がある場合は、事務局間で協議する。
- 4 審議会の答申は、上記上程予定定例会開会日の1か月前までに市長から議 会にそのまま示すものとする(執行部意見は、付さない。)。
- 5 審議会答申を尊重し、その意見を基に議会運営委員会にて議案を上程する ものとする。